

名和田の地域コミュニティに関する近年の考え

2024年8月29日 名和田是彦（法政大学）

1. 現代社会の地方自治制度は地域コミュニティをどのように扱ってきたか

(1) 近代社会の対応

- (a) 標準的対応＝地域コミュニティをGemeindeとする
- (b) 日本的対応＝地域コミュニティをいくつかまとめてGemeindeとし、地域コミュニティの運営は民間組織に委ねる

(2) 現代社会の対応

福祉国家の形成のために、市町村に高度な行政サービスを行なわせる必要から、合併が行なわれた。

- (a) 都市的領域での対応＝都市内分権制度
- (b) 農村的領域での対応＝合併しない、または複合自治体の形成
- (c) 日本的（アジア的？）対応＝地域コミュニティの運営を民間組織に委ねる

2. 日本は、民間組織による地域運営のほころびにどのように対応してきたか

- (1) 歴史的前提となる、高度成長期直前（昭和の大合併直後）の状況＝地域コミュニティが2つの層にわたって民間組織に委ねられていた
- (2) 1970年代、80年代のコミュニティ政策の試み

(3) 1990年代以降のコミュニティ政策の試み=協働型都市内分権の「基本パターン」の成立

- 行政サービスと地域側の公共サービスとで公共サービス全体の質と量を確保する「協働」という政策理念の下に設計
- 民間地域組織（自治会・町内会）の力を基盤とする
- 全員を会員にすることができなくなった弱点を都市内分権という公的制度で補完し、全員を当事者にするプラットフォームとする
- ボランティアを基本原則とする
- 民間側で立ち上がった「協議会型住民自治組織」（日本都市センター）を行政側が認知する（公式な公共性へと接続させる）という特有な組織的プロセス
- 事業費は、自治会・町内会からの負担金と行政からの交付金が主財源
- 80年代コミュニティ政策から受け継いだ生涯学習型のコミュニティセンターや公民館を協議会型住民自治組織の活動拠点とし、その職員を事務局員に転換していく

(4) 近年の「基本パターン+有償制」の発展パターン

- 有償型の活動の考え方の農村から都市部への広がり
- 有償ボランティア
- コミュニティ・ビジネス
- 事務局には有給の人材を置くという感覚

(5) 総務省「地域自治組織のあり方に関する研究会」（2016年～2017年）の強制加入型公法人制度の検討

- 強制加入型公法人を、既存の地域コミュニティを補完するものとして位置づけ
- 「基本パターン+有償制+強制加入型公法人」
- 地域コミュニティは特別地方公共団体という制度的外皮を必要としているのか？